

『森林所有者、木材生産業者、製材業者のみなさまへ』



松くい虫被害地域内では、アカマツの伐採や丸太の移動について、ルールを定めています。

被害の拡大防止のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

その1 松くい虫被害材の移動禁止等

松くい虫被害の拡大防止のため、森林病害虫等防除法に基づき、岩手県告示により、松くい虫被害材の移動を禁止しています。

また、健全なアカマツ伐採木であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動はやめましょう。

「岩手県告示」の抜粋

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町及び西磐井郡平泉町、気仙郡住田町

(3) 行うべき措置の内容

(1) アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。））は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

その2 アカマツ伐採施業指針の遵守

マツノマダラカミキリは、間伐や主伐等の伐採施業によって放置された丸太や枝条に産卵しますので、伐採する時期に応じて、適切に処理する必要があります。

6~9月は最も危険な時期ですので、アカマツを伐採することはやめましょう。

地域区分	伐採時期	処理方法		
		造材丸太	残材（除間伐材を含む）	枝条（最大径3cm以上のもの）
被害地域※ ただし、標高 おおむね500m 以上を除く	4月～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。
	6月～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局又は農林振興センターの指示を受けること。		
	10月～11月	通常の施業でよい。	最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。
	12月～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	
	2月～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	
その他の地域	通年	通常の施業でよい。		

※盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、遠野市、住田町

マツノマダラカミキリの活動と伐採施業の関係

4～5月



マツノマダラカミキリの産卵時期は7～9月です。4～5月の施業では、森林内に繁殖源となるような材を残さないようにします。

林内に放置された材

林内に放置された材は、マツノマダラカミキリを呼び寄せ、産卵の対象となります。

10～3月



基本的には通常の施業で構いませんが、残材・枝条については、翌年以降に繁殖源になるおそれがあるので、1m程度に玉切りするなど、乾燥を促す処理が必要です。

材内の幼虫（越冬）

材内で越冬した幼虫は、6月から8月にかけて成虫となり、材から脱出します。

6～9月



被害地域では伐採は避けなければなりません。この時期に新しい皮付丸太を放置すると、マツノマダラカミキリを誘引するとともに、産卵の対象となります。

マツノマダラカミキリ

夏は、マツノマダラカミキリの活動が活発となる時期。伐採は被害を拡大・増加させます。

被害地域図



Q1 伐採予定地に被害木がある場合は？

県又は市町村の林業担当課に連絡を。

Q2 被害木は伐採できない？

腐朽し倒木する危険があり、再造林等の妨げになりますので、立木のまま残さないようにしましょう。

伐採したあとは、周辺の健全木と混在しないように区別してください。

Q3 被害木を利用したい。

被害木は、原則として、松くい虫を駆除した後でなければ移動・利用はできません。

ただし、破碎(チップ)や焼却(燃料)等、カミキリが羽化脱出する6月中旬までに確実に駆除するなど、適切に処理することを条件に、伐採する時期によって、被害地域内の移動・利用ができる場合があります。

いずれの場合も、
広域振興局・農林振興センター、
市町村林業担当課に、相談をお願いします。